

運営規定の変更記載例

拠点等の機能を担う事業所として届出を行う際は、以下の記載例を参考に運営規程に追記してください。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第●条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等 の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）第一の二の 3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の 事態等に必要な相談支援を行う機能。

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害のある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(3) 体験の機会・場

病院や施設、親元からの自立等に当たって、障害福祉サー ビスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害のある者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能。

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

※上記の (1) から (5) の中から、実施する機能のみを記載してください。